

裏面白紙

一六二
総審第七十六号

昭和二十四年三月二十八日

総理府官房総務課長殿

内閣官房次長

夏時刻の実施に関する件

首題の件について、夏時刻法（昭和二十三年法律第十九号）により、本年は、四月の第一土曜日の午前十二時から九月十一日午前零時までの間、夏時刻が用いられることとなつてゐるから、その実施に万全を期せられたい。
右念のため通知する。